

第4 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 用語の意義

改 正 後	改 正 前
.....
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
(7)	(7) <u>連結措置法通達 平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達(連結納税編)」をいう。</u>
(7)	(8)

二 第15条（震災関連原状回復費用に係る損失の特例）関係

改 正 後	改 正 前
（震災損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲）	（震災損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲）
15-1 <u>震災特例法令第16条</u> の「繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたもの」とは、次に掲げるような繰延資産が該当する。	15-1 <u>震災特例法令第16条第1項</u> の「繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたもの」とは、次に掲げるような繰延資産が該当する。
(1)	(1)
(2)	(2)

改 正 後	改 正 前
(3)	(3)

三 第 17 条の 2 ((特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>17 の 2-1 法人が震災特例法第 17 条の 2 第 1 項に規定する特定機械装置等を同項に規定する特定復興産業集積区域内において同項に規定する産業集積事業又は建築物整備事業の用に供した日を含む事業年度（以下 17 の 2-1 において「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった当該特定機械装置等に係る同条第 2 項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>17 の 2-1 法人が震災特例法第 17 条の 2 第 1 項（同法第 25 条の 2 第 1 項を含む。以下 17 の 2-1 において同じ。）に規定する特定機械装置等を震災特例法第 17 条の 2 第 1 項に規定する特定復興産業集積区域内において同項に規定する産業集積事業又は建築物整備事業の用に供した日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下 17 の 2-1 において「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった当該特定機械装置等に係る同条第 2 項（同法第 25 条の 2 第 2 項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>

四 第 17 条の 5 ((特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>17 の 5-3 の 2 震災特例法第 17 条の 5 第 1 項の規定の適用上、法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下 17 の 5-3 の 2 において「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>17 の 5-3 の 2 震災特例法第 17 条の 5 第 1 項の規定の適用上、法人が同項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定は、開発研究用資産の取得等をした日及び同項に規定する開発研究の用に供した日の現況によるものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>通算法人以外の法人</u> <u>当該法人の開発研究用資産の取得等をした日及び当該開発研究用資産を震災特例法第 17 条の 5 第 1 項に規定する開発研究の用に供した日の現況による。</u></p> <p>(2) <u>通算法人</u> <u>当該通算法人及び他の通算法人（次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イ及びロの日の現況による。</u></p> <p>イ <u>当該通算法人が開発研究用資産の取得等をした日</u></p> <p>ロ <u>当該通算法人が当該開発研究用資産を同項に規定する開発研究の用に供した日</u></p> <p>ハ <u>当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u></p> <p>(注) <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>17 の 5-4 <u>開発研究用資産につき震災特例法第 17 条の 5 第 1 項の規定の適用を受けて償却費として損金の額に算入する金額が、措置法第 42 条の 4 第 19 項第 10 号に規定する特別試験研究費の額（以下 17 の 5-4 において「特別試験研究費の額」という。）に該当するものとみなされるのであるから、震災特例法第 18 条の 6 第 1 項の規定によりみなして適用される措置法第 52 条の 3 の規定による特別償却準備金の積立額は、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p>	<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>17 の 5-4 <u>開発研究用資産につき震災特例法第 17 条の 5 第 1 項の規定の適用を受けて償却費として損金の額に算入する金額が、措置法第 42 条の 4 第 8 項第 10 号に規定する特別試験研究費の額（以下 17 の 5-4 において「特別試験研究費の額」という。）に該当するものとみなされるのであるから、震災特例法第 18 条の 6 第 1 項の規定によりみなして適用される措置法第 52 条の 3 の規定による特別償却準備金の積立額は、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p>

五 第 18 条の 2 ((被災代替資産等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>18の2-8 震災特例法第18条の2第1項の規定の適用上、法人が<u>措置法第42条の4第19項第7号</u>に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(以下18の2-8において「中小判定」という。)は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</p> <p>(1) <u>通算法人以外の法人</u> 当該法人の震災特例法第18条の2第1項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び<u>当該被災代替資産等を事業の用に供した日の現況による。</u></p> <p>(2) <u>通算法人</u> 当該通算法人及び他の通算法人(次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該イ及びロの日の現況による。</p> <p>イ <u>当該通算法人が同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日</u></p> <p>ロ <u>当該通算法人が当該被災代替資産等を事業の用に供した日</u></p> <p>ハ <u>当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u></p> <p>ニ <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>18の2-8 震災特例法第18条の2第1項の規定の適用上、法人が同項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定は、<u>同項</u>に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p>

六 第18条の3(再投資等準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等により引継ぎを受けた再投資等準備金の均分取崩し)</p> <p>18の3-2 合併法人等(合併法人又は分割承継法人をいう。以下18の3-2において同じ。)が震災特例法第18条の3第7項又は第9項の規定によ</p>	<p>(適格合併等により引継ぎを受けた再投資等準備金の均分取崩し)</p> <p>18の3-2 合併法人等(合併法人又は分割承継法人をいう。以下18の3-2において同じ。)が震災特例法第18条の3第7項又は第9項の規定(同</p>

改 正 後	改 正 前
<p>り再投資等準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、その適格合併等（適格合併又は適格分割型分割をいう。以下18の3-2において同じ。）の日が当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人又は分割法人をいう。以下18の3-2において同じ。）の<u>同条第1項</u>の指定を受けた日以後10年を経過した日（以下18の3-2において「10年経過日」という。）後であるときにおける当該合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度の当該再投資等準備金に係る同条第3項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等の10年経過日を含む事業年度において同項の益金算入額の計算の基礎となった再投資等準備金の金額を当該合併法人等の同項に規定する基準事業年度等の終了の日における再投資等準備金の金額とみなして取り扱うものとする。</p>	<p><u>法第26条の3第8項又は第10項の規定を含む。）</u>により再投資等準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、その適格合併等（適格合併又は適格分割型分割をいう。以下18の3-2において同じ。）の日が当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人又は分割法人をいう。以下18の3-2において同じ。）の<u>同法第18条の3第1項</u>の指定を受けた日以後10年を経過した日（以下18の3-2において「10年経過日」という。）後であるときにおける当該合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度の当該再投資等準備金に係る同条第3項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等の10年経過日を含む事業年度<u>（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>において同項の益金算入額の計算の基礎となった再投資等準備金の金額を当該合併法人等の同項に規定する基準事業年度等の終了の日における再投資等準備金の金額とみなして取り扱うものとする。</p> <p><u>当該適格合併等の日を含む連結事業年度後の各事業年度における再投資等準備金に係る同項の規定の適用についても、同様とする。</u></p>

七 第18条の8（福島再開投資等準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（適格合併等により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し）</p> <p>18の8-1 適格合併又は適格分割により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の震災特例法第18条の8第4項の規定による均分取崩しについては、18の3-2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>（適格合併等により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し）</p> <p>18の8-1 適格合併又は適格分割により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金<u>（連結事業年度において積み立てた福島再開投資等準備金を含む。以下同じ。）</u>の震災特例法第18条の8第4項の規定による均分取崩しについては、18の3-2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(再投資等準備金の取扱いの準用)</p> <p>18 の 8-2 福島再開投資等準備金の額の<u>益金算入等</u>については、18 の 3-3 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(再投資等準備金の取扱いの準用)</p> <p>18 の 8-2 福島再開投資等準備金<u>(連結事業年度において積み立てた福島再開投資等準備金を含む。)</u>の<u>積立額の損金算入等</u>については、18 の 3-3 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

八 第 19 条～第 21 条 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(平成 23 年 3 月 11 日前に取得をした土地等についての買換えの適用)</p> <p>19-1</p> <p>㊦ 震災特例法第 19 条第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する資産が平成 23 年 3 月 11 日前に取得されたかどうかの判定に当たり、当該資産が震災特例法令第 19 条第 20 項の規定により準用する措置法令第 39 条の 7 第 24 項各号に掲げる資産に該当する場合には、同項の規定によりいわゆる取得日の引継ぎが認められるのであるから留意する。</p>	<p>(平成 23 年 3 月 11 日前に取得をした土地等についての買換えの適用)</p> <p>19-1</p> <p>㊦ 震災特例法第 19 条第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する資産が平成 23 年 3 月 11 日前に取得されたかどうかの判定に当たり、当該資産が震災特例法令第 19 条第 20 項の規定により準用する措置法令第 39 条の 7 第 25 項各号に掲げる資産に該当する場合には、同項の規定によりいわゆる取得日の引継ぎが認められるのであるから留意する。</p>

九 旧第 25 条の 2～第 26 条の 4 ((共通事項) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 25 条の 2～第 26 条の 4 《共通事項》 関係</u></p> <p>(特別償却対象資産の特別償却の計算等)</p> <p><u>25 の 2～26 の 4(共) -1</u> 震災特例法第 25 条の 2 から第 25 条の 2 の 3 まで、第 25 条の 5 から第 26 条の 2 まで及び第 26 条の 4 の規定に係る減価償却資産の特</p>

	別償却の計算等については、連結措置法通達 68 の 10～68 の 36 (共) - 1 から 68 の 10～68 の 36 (共) - 5 までに準じて取り扱う。
--	---

十 旧第 25 条の 2 (連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 25 条の 2 (連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p>
(廃 止)	<p><u>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>25 の 2-1 連結法人が震災特例法第 25 条の 2 第 1 項(同法第 17 条の 2 第 1 項を含む。以下 25 の 2-1 において同じ。)に規定する特定機械装置等を震災特例法第 25 条の 2 第 1 項に規定する特定復興産業集積区域内において同項に規定する産業集積事業又は建築物整備事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 25 の 2-1 において「供用年度」という。)後の連結事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった当該特定機械装置等に係る同条第 2 項(同法第 17 条の 2 第 2 項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>25 の 2-2 震災特例法第 25 条の 2 第 6 項の規定により同条第 1 項から第 3 項までの規定の適用がない同条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項から第 3 項までの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度に</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>においては、当該連結子法人及び同条第6項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けることができる。</u></p>

十一 旧第25条の2の2（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>第25条の2の2（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</u></p>
(廃止)	<p><u>（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）</u></p> <p><u>25の2の2-1 震災特例法第25条の2の2第2項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、25の2-1及び25の2-2の取扱いを準用する。</u></p>

十二 旧第25条の2の3（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>第25条の2の3（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</u></p>
(廃止)	<p><u>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</u></p> <p><u>25の2の3-1 連結法人が、その取得又は製作若しくは建設をした震災特例法第25条の2の3第1項に規定する特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>場合において、当該特定機械装置等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該連結法人の営む事業の用に供したもものとして同条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(従業者の範囲)</u></p> <p><u>25の2の3-2 震災特例法第25条の2の3第1項に規定する「従業者」とは、役員、使用人その他の者で、連結法人の事業に現に従事する者をいうものとする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>25の2の3-3 震災特例法第25条の2の3第2項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、25の2-1及び25の2-2の取扱いを準用する。</u></p>

十三 旧第25条の3（連結法人が特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>第25条の3（連結法人が特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）関係</u></p>
(廃止)	<p><u>(税額控除の適用がある適用期間の意義)</u></p> <p><u>25の3-1 震災特例法第25条の3第1項の規定の適用上、連結事業年度の中途から同項に規定する適用期間（以下25の3-1において「適用期間」という。）が開始する同項に規定する適用年度（以下25の3-1において「適用年度」と</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p>いう。)又は連結事業年度の中途に適用期間が終了する適用年度においては、<u>その適用期間内に同項に規定する被災雇用者等に対して支給する給与等の額が対象となることに留意する。</u></p> <p><u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u></p> <p><u>25の3-2 震災特例法第25条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。</u></p> <p><u>(1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの(以下「補助金等」という。)の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける連結法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額</u></p> <p><u>(2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価(雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。)を基礎として定められているもの</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)以外の補助金等の交付額で、連結法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人(以下25の3-2において「出向者」という。)に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている連結法人をいう。以下25の3-2において同じ。)が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人(出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下25の3-2において同じ。)から支払を受けた給与負担金の額(出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。)</u></p>

十四 旧第 25 条の 3 の 2 (連結法人が企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 25 条の 3 の 2 (連結法人が企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(連結法人が特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>25 の 3 の 2-1 震災特例法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定に係る適用期間(同項の表の各号の第 2 欄に掲げる期間をいう。)の意義等については、25 の 3-1 及び 25 の 3-2 の取扱いを準用する。</u></p>
(廃 止)	

十五 旧第 25 条の 3 の 3 (連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 25 条の 3 の 3 (連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(連結法人が特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>25 の 3 の 3-1 震災特例法第 25 条の 3 の 3 第 1 項の規定に係る適用期間の意義等については、25 の 3-1 及び 25 の 3-2 の取扱いを準用する。</u></p>
(廃 止)	

十六 旧第 25 条の 5（特定復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 25 条の 5（特定復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）関係</u>
(廃 止)	<p><u>(開発研究の意義)</u></p> <p><u>25 の 5-1 震災特例法第 25 条の 5 第 1 項に規定する開発研究(以下 25 の 5-3 までにおいて「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。</u></p> <p>(1) <u>新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u></p> <p>(2) <u>新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u></p> <p>(4) <u>現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u></p>
(廃 止)	<p><u>(専ら開発研究の用に供されるもの)</u></p> <p><u>25 の 5-2 震災特例法第 25 条の 5 第 1 項に規定する開発研究用資産（以下 25 の 5-4 までにおいて「開発研究用資産」という。）に係る震災特例法令第 17 条の 5 第 2 項に規定する「専ら（……）開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち産業集積の形成に資するもの」とは、専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<u>(委託研究先への資産の貸与)</u>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>25の5-3 震災特例法第25条の5第1項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による完全支配関係にある連結子法人が、その取得又は製作若しくは建設（以下25の5-3の2において「取得等」という。）をした開発研究用資産を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該開発研究用資産が専ら当該連結親法人又はその連結子法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用資産は当該連結親法人又はその連結子法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p><u>（中小連結法人であるかどうかの判定）</u></p> <p><u>25の5-3の2 震災特例法第25条の5第1項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定は、開発研究用資産の取得等をした日及び同項に規定する開発研究の用に供した日の現況によるものとする。</u></p> <p><u>（開発研究用資産の償却費）</u></p> <p><u>25の5-4 開発研究用資産につき震災特例法第25条の5第1項の規定の適用を受けて償却費として損金の額に算入する金額が、措置法第68条の9第8項第8号に規定する特別試験研究費の額（以下25の5-4において「特別試験研究費の額」という。）に該当するものとみなされるのであるから、震災特例法第26条の6第1項の規定によりみなして適用される措置法第68条の41の規定による特別償却準備金の積立額は、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p>

十七 旧第26条（新産業創出等推進事業促進区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 26 条 (新産業創出等推進事業促進区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等) 関係</u></p> <p><u>(特定復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等制度に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>26-1 震災特例法第 26 条第 1 項の規定の適用に係る開発研究の意義等については、25 の 5-1 から 25 の 5-3 まで及び 25 の 5-4 の取扱いを準用する。</u></p>
(廃 止)	

十八 旧第 26 条の 2 (連結法人の被災代替資産等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 26 条の 2 (連結法人の被災代替資産等の特別償却) 関係</u></p> <p><u>(同一の用途の判定)</u></p> <p><u>26 の 2-1 震災特例法令第 23 条の 2 各号の「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。</u></p> <p><u>(1) 建物(その附属設備を含む。以下 26 の 2-7 までにおいて同じ。)にあつては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分</u></p> <p><u>(2) 構築物にあつては、鉄道業用又は軌道業用、その他の鉄道用又は軌道用、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分</u></p>
(廃 止)	

改 正 後	改 正 前
	<p>(3) <u>機械及び装置にあつては、耐用年数通達付表 10(機械及び装置の耐用年数表(旧別表第2))に掲げる設備の種類</u>の区分</p> <p>(4) <u>船舶にあつては、漁船、運送船(貨物船、油そう船、薬品そう船、客船等をいう。)、作業船(独航機能を有しないものを除く。)、その他の区分</u></p> <p>(5) <u>車両及び運搬具にあつては、運送事業用、自家用の区分</u></p> <p>(6) <u>震災特例法令第23条の2第1号に規定する被災建物(以下26の2-1及び26の2-3において「被災建物」という。)又は当該被災建物に代わるものとして取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下26の2-8までにおいて同じ。)をした建物(以下26の2-1及び26の2-3において「被災代替建物」という。)が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、連結法人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。</u></p> <p><u>被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。</u></p> <p>(廃 止) <u>(床面積の意義)</u></p> <p><u>26の2-2 震災特例法令第23条の2第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号(面積、高さ等の算定方法)に規定する床面積によるものとする。</u></p> <p>(廃 止) <u>(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)</u></p> <p><u>26の2-3 連結法人が、一の被災建物に代わるものとして事業の用に供すること</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p>ができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される2以上の被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、当該2以上の被災代替建物の床面積の合計面積が当該被災建物の床面積の1.5倍を超えるときは、当該2以上の被災代替建物の床面積のうちいずれを当該被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分とするかは、連結法人の計算によるものとする。</p> <p>④ <u>連結法人が、2以上の連結事業年度にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に震災特例法第26条の2第1項の規定の適用を受ける連結事業年度の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌連結事業年度以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>(おおむね同程度以下の構築物の意義)</u> <u>26の2-4 震災特例法令第23条の2第2号の「おおむね同程度以下のもの」とは、連結法人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね1.3倍程度以下のものをいうものとする。</u></p> <p>(廃止) <u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u> <u>26の2-5 連結法人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該連結法人の営む事業の用に供したものであるとして震災特例法第26条の2の規定を適用する。</u></p> <p>(廃止) <u>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</u> <u>26の2-6 震災特例法第26条の2第1項の「第18条の2第1項に規定する被災</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>区域」に係る「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。</u></p> <p><u>㊦ 同項に規定する附属施設は、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。</u></p> <p><u>(付随区域)</u></p> <p><u>26の2-7 震災特例法第26条の2第1項の「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。</u></p> <p><u>(中小連結法人であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>26の2-8 震災特例法第26条の2第1項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p>
(廃止)	
(廃止)	

十九 旧第26条の3～第26条の8(共通事項)関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<u>第 26 条の 3 ～ 第 26 条の 8 (共通事項) 関係</u> <u>(再投資等準備金等の準備金の差額積立て等)</u>
(廃止)	
	<u>26 の 3 ～ 26 の 8 (共) - 1 震災特例法第 26 条の 3 及び第 26 条の 8 の規定に係る再投資等準備金等の差額積立て等の特例及び合併等に伴う準備金の表示替えについては、連結措置法通達 68 の 43 ～ 68 の 58 (共) - 1 及び 68 の 43 ～ 68 の 58 (共) - 2 に準じて取り扱う。</u>

二十 旧第 26 条の 3 (連結法人の再投資等準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<u>第 26 条の 3 (連結法人の再投資等準備金) 関係</u> <u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u>
(廃止)	
	<u>26 の 3-1 震災特例法第 26 条の 3 第 6 項の規定により同条第 1 項の規定の適用がない同条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項の規定の適用を受けようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第 6 項第 3 号から第 8 号までに掲げる連結法人以外の連結法人は、同条第 1 項の規定の適用を受けることができる。</u>
(廃止)	<u>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</u> <u>26 の 3-2 震災特例法第 26 条の 3 第 1 項第 3 号の減価償却資産のうちに震災特</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>例法、法人税法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該減価償却資産の取得価額の合計額が3億円以上かどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</u></p> <p><u>同条第6項第8号イ又はロの減価償却資産の取得価額の合計額が3,000万円又は5,000万円に満たないかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた再投資等準備金の均分取崩し)</u></p> <p><u>26の3-3 連結法人である合併法人等（合併法人又は分割承継法人をいう。以下26の3-3において同じ。）が震災特例法第26条の3第8項又は第10項の規定（同法第18条の3第7項又は第9項の規定を含む。）により再投資等準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、その適格合併等（適格合併又は適格分割型分割をいう。以下26の3-3において同じ。）の日が当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人又は分割法人をいう。以下26の3-3において同じ。）の同法第26条の3第1項の指定を受けた日以後10年を経過した日（以下26の3-3において「10年経過日」という。）後であるときにおける当該合併法人等の当該適格合併等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度の当該再投資等準備金に係る同条第3項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等の10年経過日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において同項の益金算入額の計算の基礎となった再投資等準備金の金額を当該合併法人等の同項に規定する基準連結事業年度等の終了の日における再投資等準備金の金額とみなして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>当該適格合併等の日を含む事業年度後の各連結事業年度における再投資</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>等準備金に係る同項の規定の適用についても、同様とする。</u></p> <p><u>(積立限度超過額の認容)</u></p> <p>26 の 3-4 <u>法人が再投資等準備金勘定の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が震災特例法第 26 条の 3 第 3 項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同条第 4 項第 7 号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、連結法人が計上していた再投資等準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、連結法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして連結確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</u></p>

二十一 旧第 26 条の 8 (連結法人の福島再開投資等準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>第 26 条の 8 (連結法人の福島再開投資等準備金) 関係</p> <p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p>26 の 8-1 <u>震災特例法第 26 条の 8 第 7 項の規定により同条第 1 項の規定の適用がない同条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項の規定の適用を受けようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第 7 項第 3 号及び第 4 号に掲げる連結法人以外の連結法人は、同条第 1 項の</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>規定の適用を受けることができる。</u></p> <p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し)</u></p> <p><u>26の8-2 適格合併又は適格分割により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた福島再開投資等準備金を含む。以下同じ。）の震災特例法第26条の8第4項の規定による均分取崩しについては、26の3-3の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(再投資等準備金の取扱いの準用)</u></p> <p><u>26の8-3 福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた福島再開投資等準備金を含む。）の積立額の損金算入等については、26の3-4の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

二十二 旧第27条～第29条（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>第27条～第29条（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</u></p>
(廃止)	<p><u>(平成23年3月11日前に取得をした土地等についての買換えの適用)</u></p> <p><u>27-1 連結法人が、平成23年3月11日前に取得をした土地又は土地の上に存する権利（以下27-1において「土地等」という。）とともに当該土地等の上に同日以後に建設をした建物又は構築物を譲渡した場合には、当該建物又は構築物は震災特例法第27条第1項の表の第1号の上欄に規定する譲渡資産に該当しないが、当該土地等は当該譲渡資産に該当することに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p><u>㊦ 震災特例法第 27 条第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する資産が平成 23 年 3 月 11 日前に取得されたかどうかの判定に当たり、当該資産が震災特例法令第 24 条第 20 項の規定により準用する措置法令第 39 条の 106 第 21 項各号に掲げる資産に該当する場合には、同項の規定によりいわゆる取得日の引継ぎが認められるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>27-2 震災特例法第 27 条から第 29 条までの規定による対象資産の範囲、事業の用に供したことの意義等については、連結措置法通達 68 の 78(1)-1 から 68 の 78(1)-15 まで、68 の 78(1)-33 から 68 の 78(4)-7 まで及び 68 の 78(4)-9 から 68 の 78(5)-3 までに準じて取り扱う。</u></p>

二十三 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…連結申告法人に連結改正法令による改正前の震災特例法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「令和 2 年改正法」という。）による改正前の法人税法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人が連結改正法令（令和 2 年改正法のうち令和 2 年改正法第 23 条の規定に係る部分、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）及び法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）をいう。）による改正前の震災特例法、震災特例法令及び震災特例法規則の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の東日</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の取扱いの例による。</u>	